

■ 三重まるごと自然体験

研修参加支援 1度のご案内

自然体験のインストラクター養成、受入組織の運営など、あなたが選んだ研修会への参加を支援！

制度の概要

三 が誇る海・山・川の豊かな自然を活用した集客交流地域活性化に取り組むうえで、県内で実施される「自然体験プログラム」を魅力的かつ安全なものへ磨き上げ、県内外からの集客力向上を実現できる人材の育成を目的とします。

このため、自然体験に関わる実践者や受入組織の運営に携わる方が、高度な技術力や企画力、安全管理の能力等を習得する研修会等に参加する経費を、予算の範囲内で支援します。

支援要件

【対象研修】対象とする研修は、国内で平成30年3月31日までに開催され、参加者を公募する研修会等で、自然体験プログラムの集客力や安全性の向上に資するものとします。ただし、三重県が主催する研修会等を除きます。

【支援対象者】

- ①三重県内で、自然体験プログラムの実践や自然体験受入組織の運営による集客交流に取り組む者であること。ただし自然体験プログラムに直接関係する者を除く。
- ②研修参加後も県内で自然体験プログラムの実践等に従事するとともに、三重県が主催する自然体験に係る研修会等を開催し、成果報告をできる者であること。
- ③研修参加に関して、関係等からの補助を活用していないこと。

【参加回数】同一団体による同一研修会への参加支援は2名までとします。また、同一人物の参加支援は、当該年度1回までとします。

支援内容

【受講費等】受講料、教材費等の資料代を三重県が負担します。費用は、原則、三重県から直接研修会主催者に支払います。研修への申込みは各自で行ってください（参加費等の支払は、支援決定後となりますので、決定前研修会等への申込みをされる場合は、自己負担になる場合があることをご了承ください。）。

【旅費】研修等参加に際し、受講後、三重県における職員等の旅費に関する条例（三重県条例第四十六号）に準じて申請に支給します。

【その他】飲食費等その他必要な経費は、申込者の負担とします。ただし、研修参加に要する経費の上限は3万円とします。また、自己都合により参加をキャンセルした場合にかかるキャンセル料等は、申込者の負担といたします。

申 込 方 法

- ① 参加を希望する研修会について、申し込み書（実施要領第1号様式）に記入のうえ、三重県農山漁村づくり課へ申し込んでください。（申し込み書は、研修の概要がわかる資料を送付してください。）
- ② 申し込み書に基づき支援の可否を判断し、申込者へ支援決定通知書を送付します（支援の決定は申込締切後すみやかにご連絡いたします）。1次締切後、予算に余裕がある場合は2次募集を行います。2次締切後でも予算に余裕がある場合は、随時受け付けします。
- ③ 受講後14日以内に、参加申し込み書（実施要領第2号様式）を下記へ提出してください。

お問合せ・お申込み先 申込締切【1次締切：7月11日（火）】

【2次締切：8月21日（月）】

〒514-8570 三重県 林水産部 農山漁村づくり課

電話 059-224-2518、FAX 059-224-3153、E-mail: nozukuri@pref.mie.jp

「三重まるごと自然体験」 <http://www.taiken.pref.mie.lg.jp/>